

# フリーぺーぺー

2014年 9月号

# カイケイ

2014年9月10日発行  
発行/株式会社イーマック  
編集長/大場史郎  
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号  
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861  
E-mail webmaster@kaikei.cc.jp  
URL <http://www.kaikei.co.jp>



## 所長コメント

8月20日夜から21日の未明にかけて、広島の安佐南区の山本、緑井、八木さらに安佐北区の可部、三入地区を襲った集中豪雨。

土砂災害が起き、多数の犠牲者が出了。

当事務所の関与先にも、自宅が全壊した方がおられます。

9月7日日曜日に一番ひどかった八木地区を訪れてみると、多数のボランティアが土砂やがれきの後片づけをしていた。

写真の家屋は家の中まで、土砂が入り込んだようだ。家族の人は無事だったのだろうか？

夜中の3時4時といえば、ほとんどの人は寝ている。そのことも犠牲者が多かった原因の一つだ。

山から崩れてきた膨大な量の岩石や土砂、さらには壊れた建物や自動車の残骸、もとに戻すには多くの時間がかかる。

平野の少ない広島市は山を切り開いて団地ができる。その山すこに張り付くように建てられた住まいは多くある。

地球温暖化で、かつてない規模の台風や豪雨が発生するようになった。

一方 少子化の中で、平地にある空き家も多く散在する。うまくコラボできないものだろうか。

犠牲になられた方、被害に遭われた方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

## 社長の仕事 税理士 大場史郎

### できるだけ川上で食べよう

当事務所の関与先には建設関係のお客様がけっこう多い。建設業者の方が紹介してくださる方はやはり同業者の方が多い。この業種はすそ野が広く、かつ中小零細企業が多い。

この傾向は、地方の税理士ではごく当たり前だ。

今はアベノミクスの影響もあり、仕事は多くある。特に民間の工事が旺盛だ。

この15年間、不況業種として、単価を下げられ、値切られてきた。1995年のピークには663万人いた日本の建設業従事者は、2010年は447万人まで32%も減少してきた。

需要が急増し、供給が激減してきた。当然、人手不足は深刻で、単価は上がる、というより元に戻りつつある。

私がよく使う、「ラーメン店理論」では、まずいお店でも、繁盛店がいっぱいだから、溢れたお客様で流行る時代だ。

そこでまずいお店の店主は勘違いする。「わが店もたいたものだ。」と。そうではない。お客様は選びたくて選んでいるのではないんですよ、気づいてください。

この傾向は東京オリンピックの開催される2020年まで続くと、よく言われる。実際にはその前年ぐらいまで

だろうと想像される。その後は、間違いなくリバウンドが来る。人口減少の波を受け、新築工事は減るだろう。

その追い風の中で、儲かっているときに、企業体质を変えておかないといけない。

財務内容、職員の技能アップ、企業のせい肉を落とし、引き締まった健康体にすること。そして、もっと言いたいのは川上へ上がること。

建設業は、元請け、下請け、孫請け、ひ孫請けと続く。川上から、ピンハネ、ピンハネされてくる。当然管理義務、責任が伴うのだからやむをえない。

社長さんの会社がどの位置にいるのか、また型枠、鉄筋など専門業種では元請けになることは不可能だ。しかし2次下請けが、1次下請けに上がることは不可能ではない。

儲かっていない会社ほど、営業職がいない。いわゆる待ちのスタイルである。川上から流れてくるもの待っているのである。確かに今は上流で待っているライバルが捕りきれないほどの仕事があるから、拾うことができるが、需要が減少すると、腐った桃（まったく儲からない仕事）しか流れてこなくなる。

今体力をつけて、もう一段川上へ上がっていきましょう。

“相続放棄と限定承認”

Aさん：最近、知人Yさんの父Xが事業に失敗して大きい借金を残して亡くなったそうだ。相続人はYさんと母Zだけど、相続をどうすればいいか相談を受けてね。



わたし：まず、被相続人Xの遺産（プラスの財産とマイナスの財産）を急いで調べる必要があるよ。

Aさん：その後どうするの？

わたし：①プラスの財産が1億2000万円でマイナスの財産（借金）が1億円の場合は、YとZは、相続しても結果的にプラスの財産2000万円を得ることになるから問題ないだろ。

Aさん：どんな場合が問題なの？

わたし：②マイナスの財産（借金）がプラスの財産をはるかに超える場合、例えば借金が2億円でプラスの遺産が1億円で、相続人YとZにはとても返済できないような場合は、「相続放棄」すればいいんだ。この相続放棄の申立ては、相続開始があったことを知ってから3ヶ月以内に、被相続人Xの住所地を管轄する家庭裁判所にすればいいよ。

Aさん：①や②のように遺産の額が明らかな場合はどうすればいいか分かったけど、③遺産の総額がプラスかマイナスか不明とか、借金の方が多いと予想されるような場合は、どうすればいいの？

わたし：この③の場合、例えば仮に遺産の総額が1億円で、借金が1億2000万円ありそうだという場合は、「限定承認」をすれば、この2000万円分の借金については責任を負わなくてもよいことになるんだ。つまり、相続によって得た財産の限度で借金（債務）を弁済する相続の形だよ。この限定承認も、相続開始があったことを知ってから3ヶ月以内に、被相続人Xの住所地を管轄する家庭裁判所に申立てしてしなければいけないんだ。なお、限定承認は、共同相続人全員（YとZ）が共同してしなければならないから注意してね。

Aさん：なるほど。今日聞いたことをYさんに伝えておくよ。

わたし：うん。だけど、どうするかは、事前に専門家（司法書士や税理士など）に相談してから決めた方がいいとは思うよ。

## パソコン Rescue

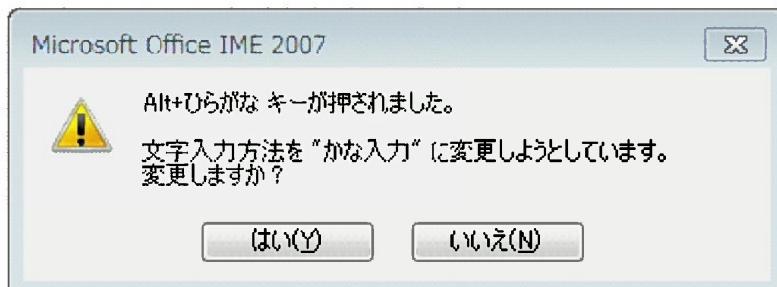
ローマ字入力とかな入力を切り替えるには



担当：藤井俊之

1台のパソコンを複数の人が使用することがあって、日本語入力にローマ字入力を使っている人もいれば、かな入力を使っている人もいるという場合、文字入力方法を切り替えるためのショートカットキーを覚えておくと便利です。

日本語入力のときに、[Alt]キーを押したまま[ひらがな]キーを押すと、文字入力方法を変更するためのダイアログが表示されます。



[はい(Y)]を選ぶと、ローマ字入力とかな入力が切り替わります。





## 税務 災害時における、義援金等の法人での取扱いについて

担当: 宮本佳依



### <県の災害対策本部等に対して義援金を支払った場合>

全額が損金に算入されます。法人が、県の災害対策本部や義援金配分委員会に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当します。

### <日本赤十字社に対して義援金を支払った場合>

全額が損金に算入されます。日本赤十字社の「災害義援金」口座に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当します。中国新聞等に義援金を寄付すると、全額が日本赤十字社へ送られます。また、金額と名前(法人の場合、法人名)が中国新聞朝刊に掲載されます。

### <被災地域の救援活動等を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合>

「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し、その範囲内で損金に算入されます。

$$[(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000}) + (\text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100})] \times \frac{1}{2}$$

計算例 資本金2,000万円、所得の金額1,400万円、1年決算法人の場合 475,000円

また、認定NPO法人でないものや職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等に義援金を支払った場合は、「一般の寄附金」として、損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。

$$[(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000}) + (\text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100})] \times \frac{1}{4}$$

計算例 資本金2,000万円、所得の金額1,400万円、1年決算法人の場合 100,000円

### <被災された取引先に対する寄付>

被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金に算入されます。

### <法人が自社製品を被災者に提供した場合>

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。

## 税務 建設仮勘定の消費税率について

担当: 小柳博美



建物等を建設する場合、会計的には、前払金や部分的に引渡しを受けた工事代金、設計料や資材購入等の経費の額を一時的に「建設仮勘定」として経理し、完成引渡しが行われた時に固定資産などに振り替える処理を行います。

ここで、建設仮勘定に関する消費税の仕入税額控除は、資産を譲受けた日の課税期間に行う

ことが原則ですが、建設仮勘定として経理した課税仕入れについては、物の引渡しや役務の提供又は一部が完成したことにより引渡しを受けた部分をその都度課税仕入れとせずに、工事の目的物が完成し、引渡された日の課税期間における課税仕入れとする取扱いが認められています。

ただし、実際に適用する消費税率は、建設仮勘定に関する消費税控除を、どの時点で行うかによって変わることはなく、実際に課税仕入れを行った日における税率を適用して仕入税額控除の計算を行うことが明らかにされています。

このため、平成26年3月以前に支払った工事代金の前払分を建設仮勘定として処理した分については、前払いの都度であっても、目的物の完成引き渡し時点であっても、適用する税率は旧税率5%となります。

## 税務 広島での土砂災害における損害について

担当:田熊美里



損害を受けた資産によって、受けられる控除等が違います。

### 1.自宅の場合

次の二つのうち、いずれか多い方の金額が所得税の確定申告で雑損控除として、控除できます。

- ①(差引損失額)ー(総所得金額等)×10%
- ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)ー5万円

**差引損失額**とは、損害金額+災害関連支出の金額から受取保険金、損害賠償金などにより補てんされる金額を引いたものです。

(注) 損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。なお、雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっています。

### 2.貸家の場合

差引損失額が、不動産所得の雑損失、または固定資産除去損として必要経費に算入できます。

### 3.別荘の場合

基本的には控除はありません。雑損控除の対象となる資産の要件が

※生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること。(事業用の資産や棚卸資産、別荘、書画、骨とう、貴金属等で1個又は1組の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりません。)となっています。これには自家用車も含まれ、車の損害は対象となりません。

## 税務 教育資金贈与使途拡大(政府検討中)

担当:田島恵里子



教育資金一括贈与非課税制度 がこの度、使い道が拡大検討されることになりました。

(非課税措置を利用する場合はルール・注意点がございます。下記に一例を記載しておりますのでご覧ください。)

- 現在の使い道
- 学校の入学金 授業料等
  - 習い事の費用

(期間: 2013/4/1～  
2015/12/31)

拡大(予定)

- 拡大検討中の使い道
- 結婚式 披露宴費用
  - 不妊治療費
  - 出産費用
  - 産後ベビーシッターアイ

(期間: 未定・ 2015～?)

また、この制度の恩恵が得られにくい世帯やひとり親家庭などがベビーシッターを利用した場合、その費用分を確定申告で還付する仕組みなども検討されるようです。

※ 祖父母が金融機関に子や孫名義の口座を開き祖父母や親が入金すれば、受ける人1人当たり最大1500万円まで非課税になる制度

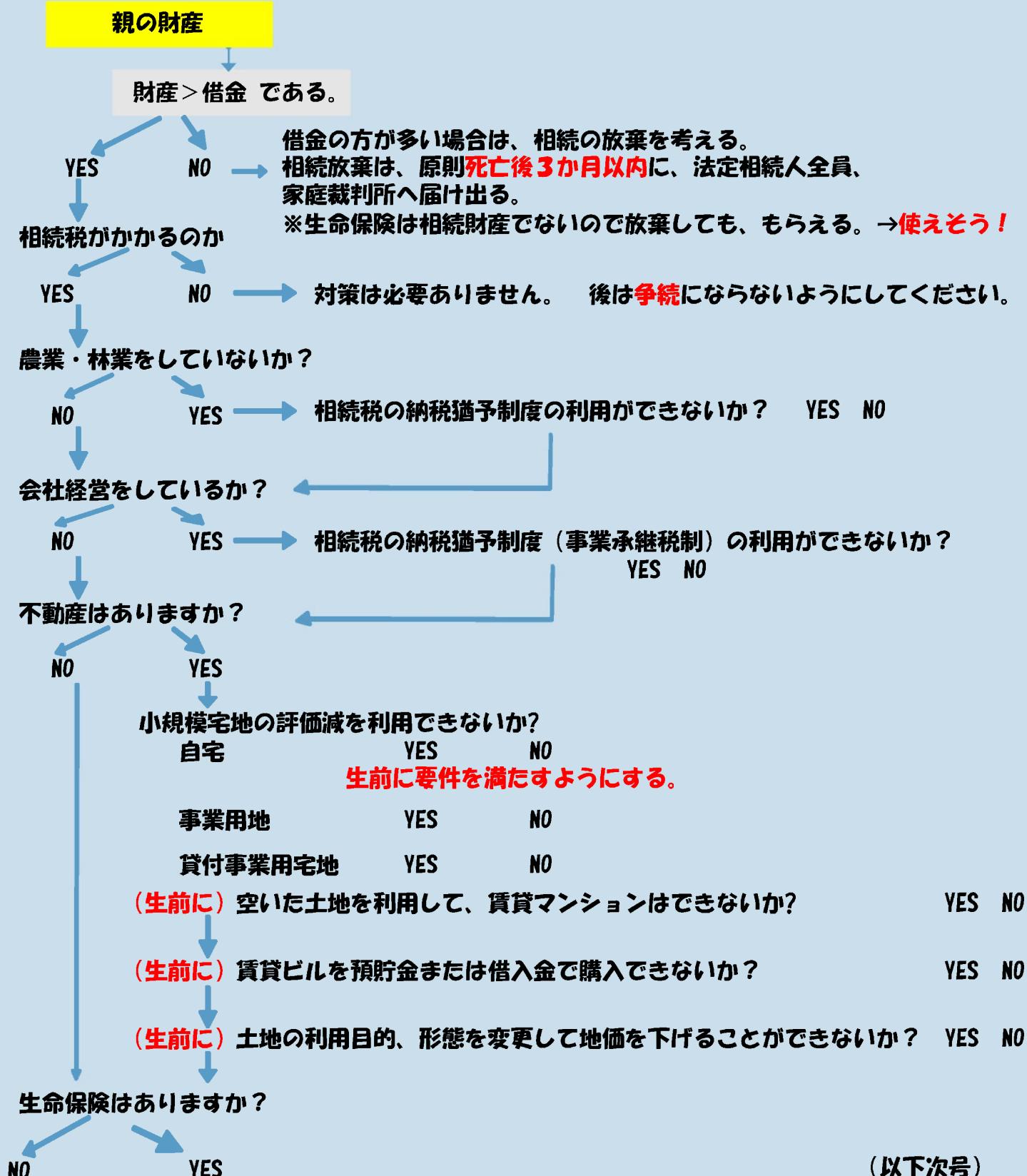
※ ルール・注意点

1. 現時点では平成25年4月1日から平成27年12月31日までに期間が限られています。
2. 贈与を受けた子・孫が教育資金等として支出したことを証する書類(領収証等)を取っておく必要があります。
3. 子・孫が30歳になるまでに使いきれなかった残金には贈与税が課税されます。

…etc.

来年の相続税の基礎控除等の縮小により、課税対象になるケースが増えてくる。そのため、様々なセミナーが、金融機関、住宅メーカーなどにより、開催されている。これらのセミナーは結論からいうと我田引水で主催者の商品やサービスに導くものだ。そこで、中立な立場で、フローチャート化して、とりうる節税策をまとめてみます。相続対策は、生前にしてこそ意味があり、親の死亡後は試験の結果を待つようなものだ。持ち分を替えること以外、どうすることもできない。

今後3回程度掲載します。また詳しくは 当事務所のホームページに掲載する予定です。



## タブレットをタイムレコーダーとして使ってみませんか？

タブレットをタイムレコーダーとして使い、クラウドで保存し、給与計算をする。

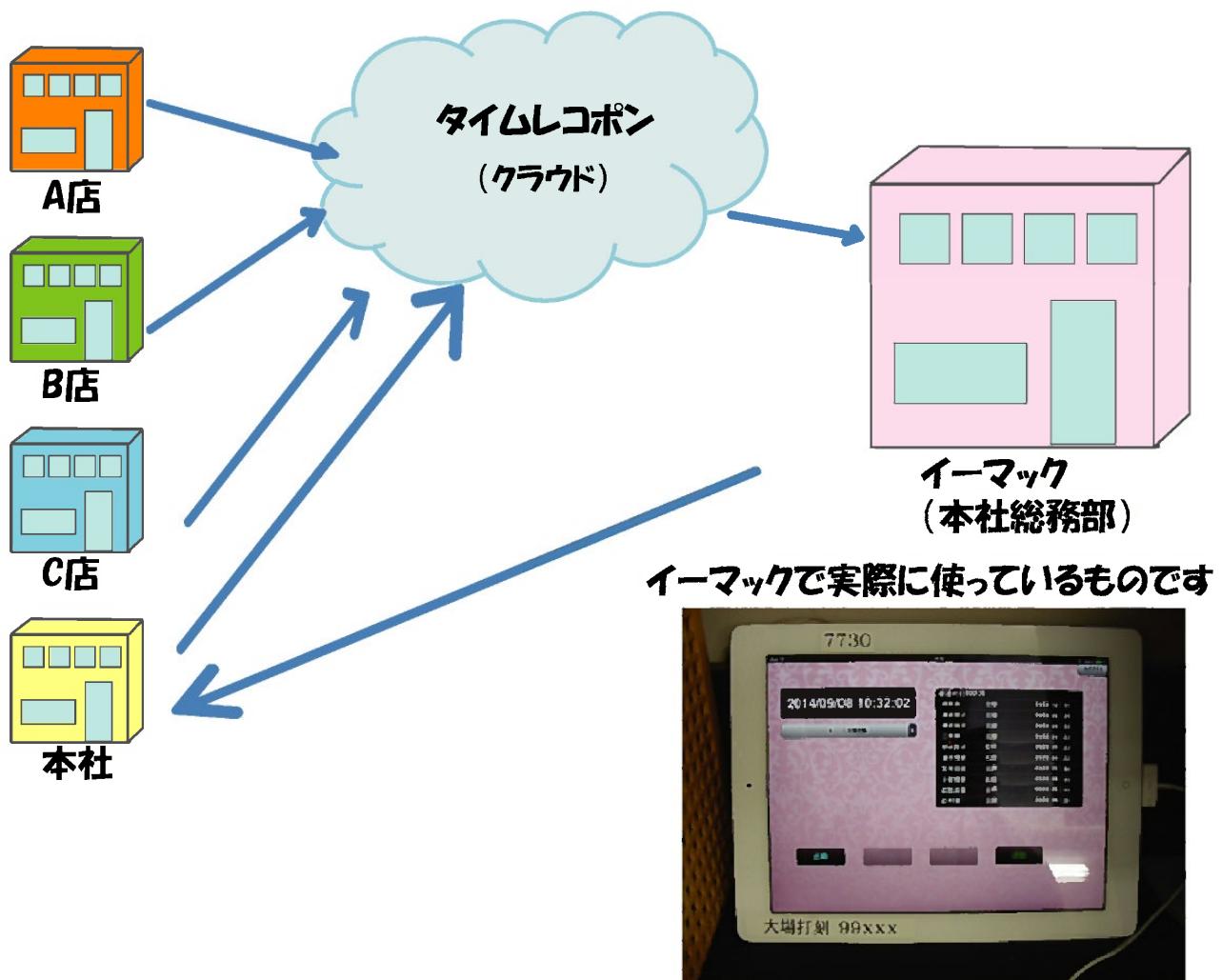
特に、支店、営業所が複数ある会社には便利です。

タイムカードを持ち込まなくても、データが自動で取り込める。

イーマックでは、このシステムを使った給与計算をお受けしています。

全国どこの会社でも、かまいません。

また、当社のお客様で、ぜひ使ってみたいと思われる方は、担当者に連絡ください。



社会保険・労働保険手続き、助成金等の申請は  
田村社会保険労務士事務所へ

# 大工のゲンさん家 Ⅱ

帰ってきた大工のゲンさん

ボランティアのボランティア



## 事務所からのお知らせ

河本理恵

### ◆厚生年金保険の保険料率引き上げ

平成26年9月分(10月納付分)より、0.354%引き上げられます。

給料計算にシンプルスピードをご利用いただいている関与先の皆さんには、一部ファイルの更新をして頂かなければなりません。詳しくは、各担当者へお問い合わせ下さい。

### ◆固定資産税

固定資産税の3期分の支払い期限は9月30日火曜日までです。

## 編集後記

朝晩めつきり涼しくなってきました。

そろそろ夏も終わりですね。

今年の夏は雨の日が多く夏らしくなかったですね。

8月における豪雨は被害が北陸、東海、近畿、中国、四国など広範囲にわたったことから、気象庁によって、特定の地名を付加することなく「平成26年8月豪雨」と命名されたそうです。

広島では土砂災害という本当に悲しい災害がおきました。

私は西区に住んでいますがあの夜の雷、豪雨は本当に恐かったです。

そして同じ市内で災害にあわれた方がいらっしゃると思うと心が痛みます。

今も各地からボランティアの方がたくさん参加されています。

まだ何も出来ていない自分ですが、何事もなく生活できることを感謝し、今後自分にできることを見極めていきたいと思います。

小柳博美

